

松山市教育相談について

～ 一人ひとりのよりよい就学に向けて ～



松山市教育委員会 学校教育課

本資料は、松山市の教育相談、特に就学に向けた相談についての説明資料です。



1 「学びの場」とは



2 松山市教育相談（就学相談）について



3 就学に向けた相談の流れ



4 その他関連する情報

説明の内容は、

- 1 学びの場とは
- 2 松山市教育相談（就学相談）について
- 3 就学に向けた相談の流れ
- 4 その他関連する情報

の、大きく4つの項目です。



1 「学びの場」とは

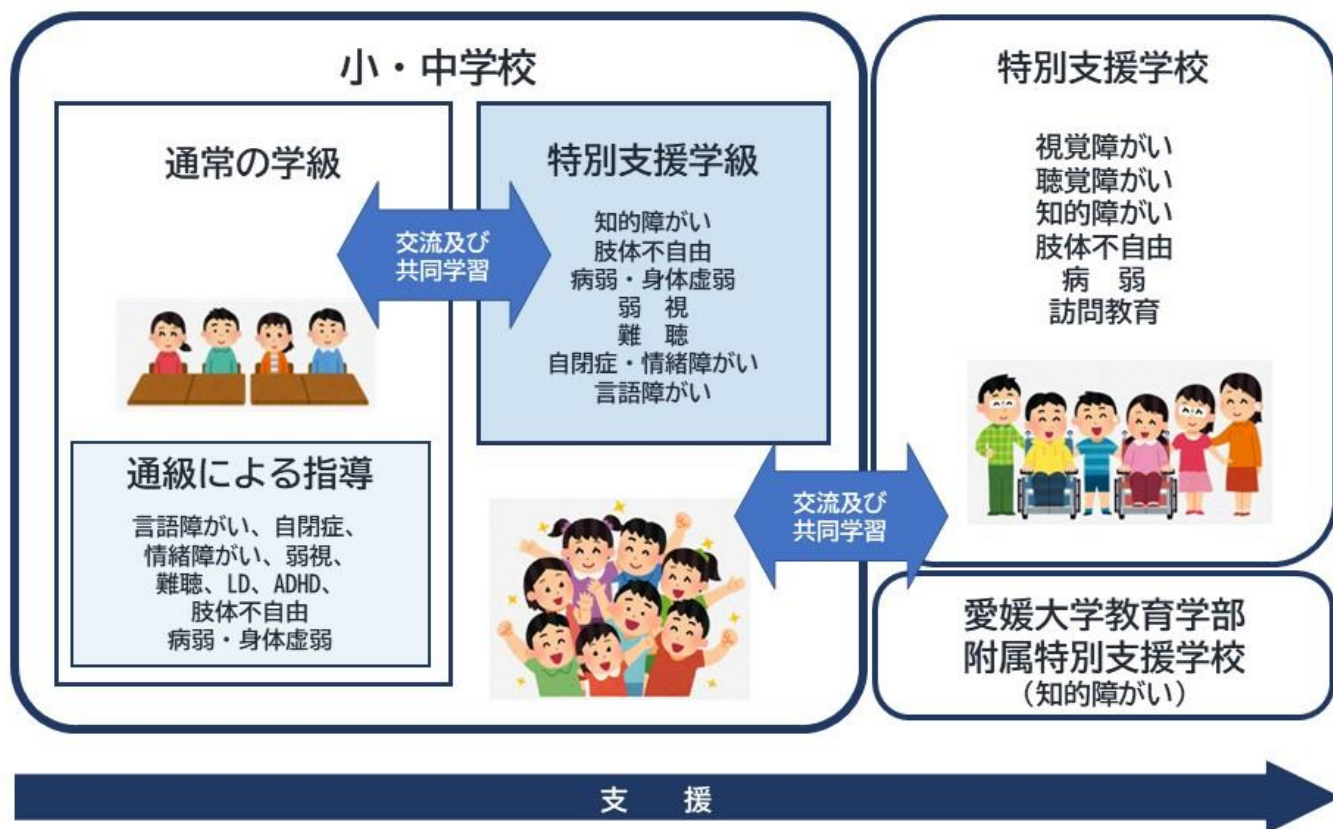
2 松山市教育相談（就学相談）について

3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

まず、「学びの場」についてです。

「学びの場」とは



愛媛県教育委員会「えひめの特別支援教育」(令和4年3月)P3を参考に作成

学びの場には、

- ・ 通常の学級
- ・ 特別支援学級
- ・ 特別支援学校 があります。

通級による指導は学びの形態ですので、学びの場としては通常の学級に含みます。

通常の学級

通常の学級



交流
共同

通級による指導

言語障がい、自閉症、
情緒障がい、弱視、
難聴、LD、ADHD、
肢体不自由
病弱・身体虚弱

【学級の人数】

- ・ 35人(小学校)または40人(中学校) に対して、学級担任 1 名

【教育課程】

- ・ それぞれの学年に応じた教育課程

【配慮や支援】

- ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境づくり、授業づくり
- ・ 座席の位置
- ・ 教材の工夫（ワークシート、音声教材等）
- ・ 個別の言葉掛け
- ・ ICTの活用（書くことの負担軽減等） 等

通常の学級についてです。

通常の学級は 35～40 人に対して学級担任が 1 名、それぞれの学年に応じた教育課程で学習を行います。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境づくりや授業づくりも行われ、最近では、1 人 1 台端末が整備されたことによって、ICTを活用した個別の支援も行われるようになりました。

通級による指導

通常の学級



交流
共同

通級による指導

言語障がい、自閉症、
情緒障がい、弱視、
難聴、LD、ADHD、
肢体不自由
病弱・身体虚弱

【指導形態】

- ・各教科等は通常の学級で指導を受けながら、一部、通級指導教室で、個の課題に応じた指導を受ける。**（学習の補充ではない）**
 - ・週に1～7時間（上限）程度
 - ・主に個別指導（ペア・グループもある）
 - ・自校にない場合は近隣の設置校へ通う
- ※小学生は保護者の送迎が必要

【指導内容】 ※教育的なアプローチで

- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・適切なコミュニケーションの方法
- ・発音に関する指導
- ・認知特性に応じた学習の仕方 等

通級による指導です。

通級による指導は、通常の学級に在籍しながら、通級指導教室で、一部、本人の障がいや課題に応じた指導を受ける学びの形態です。通級による指導で行うのは、本人の課題を軽減、改善するための自立活動という指導で、学習の遅れを補充する場所ではないことにご注意ください。

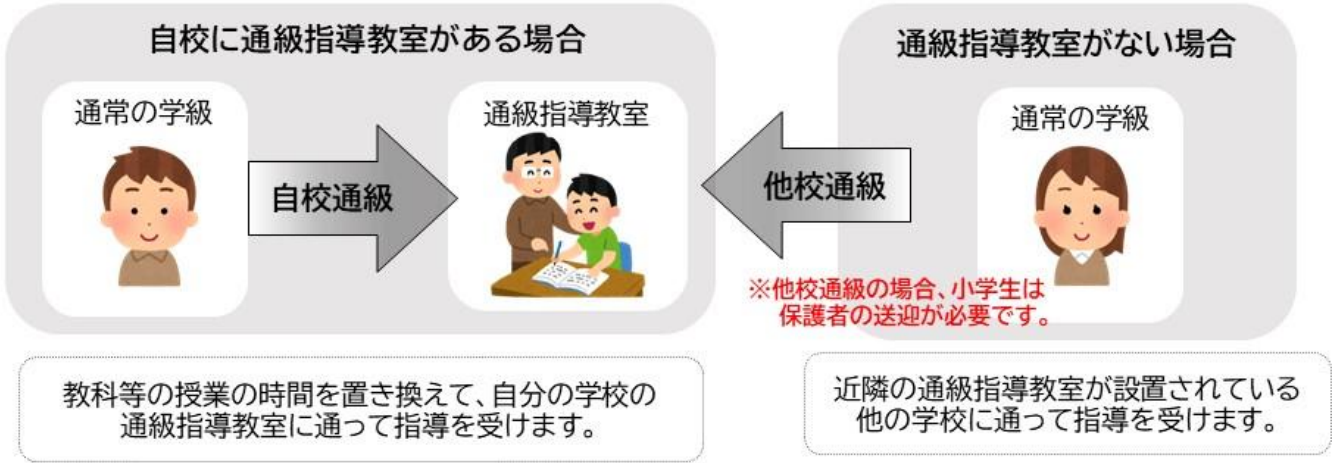
自校に通級指導教室がない場合は、近隣の設置校に通います。

まれにペアやグループでの指導形態もありますが、主に個別指導で、松山市では、週に1時間程度指導を受けているお子さんがほとんどです。

通級指導教室について

<設置校と設置数>

小学校 17校 20教室	番町小	味酒小	八坂小	東雲小	雄郡小	素鷲小※
	久枝小	味生小※	生石小	久米小	小野小	石井東小
	味生第二小	石井北小	福音小	姫山小	北条小※	姫山小
中学校 7校 7教室	拓南中	東中	鴨川中	津田中	計 24校27教室	
	小野中	椿中	北条北中			



通級指導教室についてですが、今年度、本市では小学校17校、中学校7校、あわせて24校に27教室設置されています。

※印がついているのは2教室設置されている学校です。

自校に通級指導教室がある場合は、教科等の時間を通級による指導の時間に置き換えて、自校で指導を受けます。

通級指導教室がない場合は、近隣の設置校に通って指導を受けます。

その際、小学生は保護者の送迎が必要です。

他校で通級を行っているお子さんは、放課後の時間に通うことが多いです。

特別支援学級



【学級の人数】

・1学級8人に対して
学級担任1名

【教育課程】

・特別な教育課程や
学年に応じた教育課程
を編成することが可能

【指導内容】

- ・障がいの種別に応じて一人ひとりに合わせた指導を行う。
- ・児童生徒の実態に応じて、他の学級との「交流及び共同学習」を行う。
⇒ただし、「大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべき」(R4.4.27文科省通知)

特別支援学級についてです。

それぞれの障がいの種別に応じて一人ひとりに合わせた指導を行う学級です。

児童生徒8人に対して学級担任1名となっています。

障がいの状態等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、実情に合った弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

また、学年に応じた教育課程を編成することもできます。

それぞれのお子さんの実態や各学校の状況に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施することもあります。

ただし、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合は、学びの場の変更を検討することも必要です。

特別支援学級の新設について

- ① 在住校区の学校に、お子さんの実態に対応する障がい種別の特別支援学級がない
- ② 現在、小学6年生のみの在籍の学級に次年度入級する

在住校区の学校への入学を希望する場合 特別支援学級新設の対象となる

- ⇒ 9月下旬が申請締切のため、**7月（夏）の教育相談を受ける**
- ⇒ 特別支援学級新設の希望を**早めに学校へ連絡**する

※ 特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則で定められた学校に入学する場合は、新設申請の対象にならない



特別支援学級はすべての学校に設置されているわけではなく、在籍する子どもたちの状況や地域の実情に応じて、新設が必要な場合は、市教育委員会から県教育委員会に申請を行います。

在住校区の学校に、お子さんの実態に対応する障がい種別の特別支援学級がない場合や、小学6年生のみの学級など、次年度に在籍している子どもがいなくなる学級に入級する場合は、新設の対象となります。

新設希望の場合、例年9月末頃が申請締め切りとなるため、余裕をもって対応できるように夏の相談を受けるなど、早めの準備が必要です。

ただし、申請しても新設されない場合があるため、その際の就学先も考えておく必要があります。

なお、在住校区の学校に対応する障がい種別の特別支援学級がない場合は、近隣の設置校が「特別支援学級に就学する子どもの通学区域に関する規則」で定められた学校校区となります。

その学校に入学を希望する場合は、新設の対象となりません。

特別支援学校

【学級の人数】

1 学級 6 人まで（重複障がい 3 人）

【教育課程】

・ 一人ひとりの実態に応じた弾力的な教育課程の編成が可能

【指導内容】

- ・ それぞれの障がい特性に応じて、専門性の高いきめ細やかな教育を行う。
- ・ 児童生徒の実態に応じて、地域の小・中学校との「交流及び共同学習」を行うこともある。

【その他】 愛媛大学教育学部附属特別支援学校（知的障がいに対応）
※**受検手続きの期日に留意**…募集人数が決められており、入学選考が行われる。

特別支援学校

視覚障がい
聴覚障がい
知的障がい
肢体不自由
病弱
訪問教育



愛媛大学教育学部
附属特別支援学校
(知的障がい)

最後に、特別支援学校についてです。

特別支援学校は、1 学級の人数が 6 人までで、それぞれの障がい特性に応じて、専門性の高い教育を行う学校です。

また、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成でき、一人一人に応じて教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行っています。

特別支援学級と同様に、お子さんの実態や各学校の状況に応じて、地域の学校との交流及び共同学習も実施することもあります。

愛媛県内の特別支援学校

県立特別支援学校

所在地	学 校 名	障がい種別	留意事項
松山市	松山盲学校	視覚障がい	
	松山聾学校	聴覚障がい	
	(みなら特別支援学校松山城北分校)	知的障がい	※高等部のみ
	NEW ⇒R8.4～ 松山城北特別支援学校	知的障がい	小・中・高
東温市	しげのぶ特別支援学校	肢体不自由、病弱・虚弱	
	みなら特別支援学校	知的障がい（訪問教育含む）	
今治市	今治特別支援学校	知的障がい（訪問教育含む）	
新居浜市	新居浜特別支援学校	知的障がい	
	(新居浜特別支援学校川西分校)	肢体不自由	
	(新居浜特別支援学校みしま分校)	知的障がい	
西予市	宇和特別支援学校	聴覚障がい、知的障がい、 肢体不自由（訪問教育含む）	



愛媛県イメージアップ
キャラクター みぎゃん

国立大学附属学校

所在地	学 校 名	障がい種別	留意事項
松山市	愛媛大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	※入学選考あり 受検手続きの期日

愛媛県内にある特別支援学校です。

新たに令和8年4月から、みなら特別支援学校松山城北分校が小中学部・高等部のある松山城北特別支援学校として新設されます。

愛媛県立の特別支援学校のうち、松山市にあるのは、松山盲学校、松山聾学校、松山城北特別支援学校の3校です。

みなら特別支援学校、しげのぶ特別支援学校は東温市にあります。

愛媛県立の特別支援学校以外には、知的障がいに対応した教育を行う学校として、愛媛大学教育学部附属特別支援学校があります。愛媛大学教育学部附属特別支援学校については、募集人数が決められており、入学選考が行われますので、希望する場合は、受検手続きの期日等にご注意ください。

1 学びの場とは



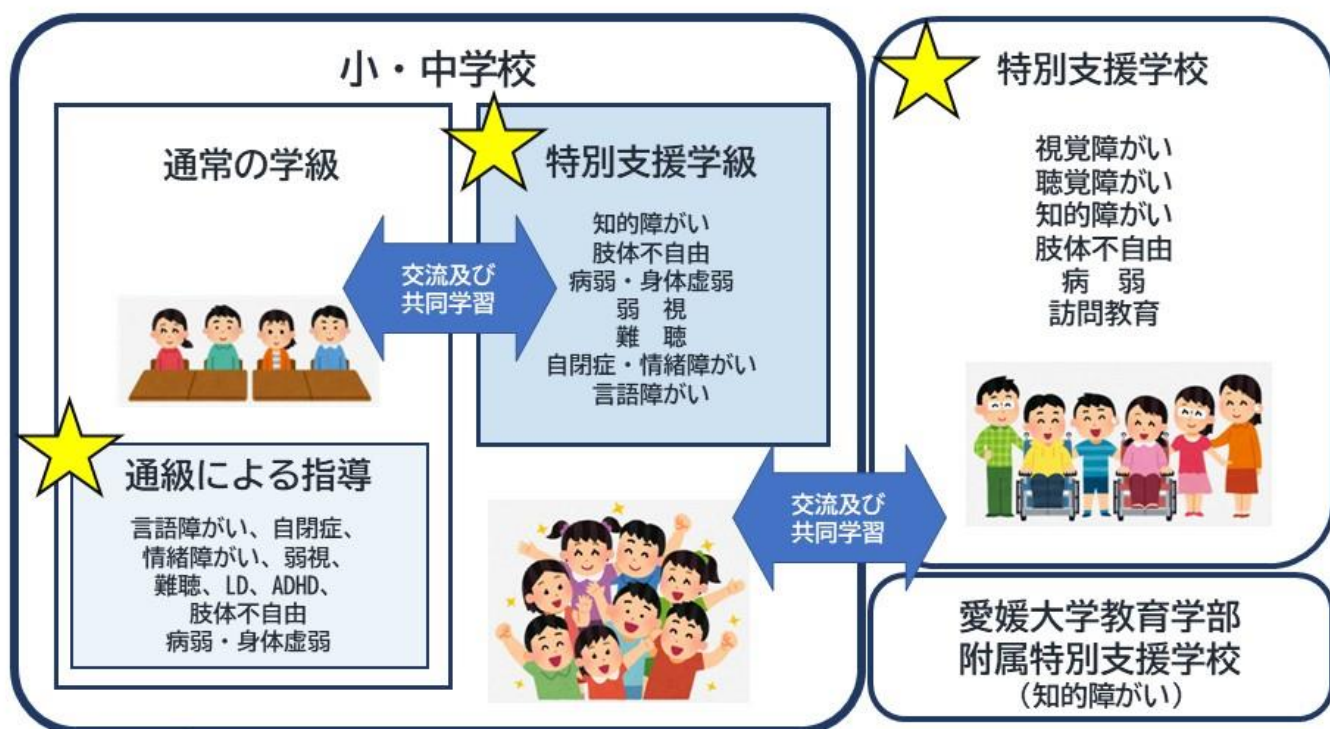
2 松山市教育相談（就学相談）について

3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

松山市教育相談、就学相談についてです。

学びの場とは



★ 教育相談 ⇒ 松山市教育支援委員会からの助言
入学後も学びの場を見直していくことができる

先ほど、学びの場について説明しましたが、教育相談は子どもたちの発達や特性等に応じた望ましい支援の在り方や適切な学びの場を検討するために行うものです。

★マークの学びの場や学びの形態を希望する場合は、必ず、松山市の教育相談を受け、松山市教育支援委員会からの助言を受ける必要があります。

なお、学びの場については、入学後、お子さんの実態等に応じて再検討し、学びの場を変更することも可能です。

松山市の教育相談

1 松山市教育相談（A相談）

特別支援学校や特別支援学級、通級による指導など、**特別な教育課程を編成する必要がある**と考えられる場合に行う相談

2 通級相談（T相談）

児童生徒の状況により、「**通級による指導**」を受けることが望ましいと考えられる場合に実施

3 特別支援教育指導員による派遣相談（B相談）

学校生活の中で気になる点や心配な点などについて相談したい、ケース会議等で意見がほしい等という場合、学校からの申請を受けて、学校教育課の特別支援教育指導員が各校を訪問して実施

松山市の特別支援教育に関する教育相談はここに挙げている3つがあります。

「松山市教育相談」は、特別支援学校や特別支援学級など、学びの場を検討する場合に行う相談です。A相談と呼んでいます。

「通級相談」は在校生のみを対象とした相談で、お子さんの状況により通級を受けることが望ましいと考えられる場合に実施します。園や学校の先生が、学習や生活の中で気になる点や心配な点などについて相談したい場合、学校教育課の特別支援教育指導員が訪問して実施する相談もあります。

松山市の教育相談

1 松山市教育相談（A相談）

特別支援学校や特別支援学級、通級による指導など、**特別な教育課程を編成する必要がある**と考えられる場合に行う相談

2 通級相談（T相談）

児童生徒の状況により、「**通級による指導**」を受けることが望ましいと考えられる場合に実施

3 特別支援教育指導員による派遣相談（B相談）

学校生活の中で気になる点や心配な点などについて相談したい、ケース会議等で意見がほしい等という場合、学校からの申請を受けて、学校教育課の特別支援教育指導員が各校を訪問して実施

3つの相談のうち、就学児が関係するのは網掛けされていない部分の2つの相談です。

就学児を対象とした相談は、1の松山市教育相談（A相談）に含まれます。

なお、特別支援教育指導員派遣相談（B相談）については、各園や各学校が教育委員会に依頼をします。

松山市教育相談（就学相談）について

小学校入学予定児童対象とした教育相談

- ① 夏の相談会（7月）
② 秋の相談会（10月）
- 年2回のみ



	夏の相談会(終日)					秋の相談会(午後)		
回	第1回	第2回	第3回	第4回	予備日	第5回	第6回	第7回
日程	7/24	7/25	7/28	7/29	7/30	10/1	10/2	10/3
	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(水)	(木)	(金)
会場	青少年センター、各小学校 ほか					青少年センター ほか		

児童発達支援 センター相談	8/1(金)・8/4(月)・8/5(火) + 8/6(水)※予備日
	(あゆみ学園・くるみ園・ひまわり園・天使園の年長児を対象とした相談)

相談対象

小学校入学予定の年長児のうち、

- ・特別支援学級や特別支援学校への入学を検討している方
- ・診断か療育等を受けている方で、通級による指導を検討している方

今年度の就学児を対象とした教育相談の日程です。

就学相談の対象となるのは、令和8年度小学校入学予定の年長児のうち、「特別支援学級や特別支援学校への入学を検討している方」

「診断か療育等を受けている方で、通級による指導を検討している方」となります。

就学相談は年2回、夏と秋の相談会のみですので、計画的に教育相談を受けてください。

夏の相談会は7月24、25、28、29日の4日間、秋の相談会は10月1日、2日、3日の3日間を予定しています。

教育相談については、5月中旬には各幼稚園や保育園に相談案内の文書を送付します。

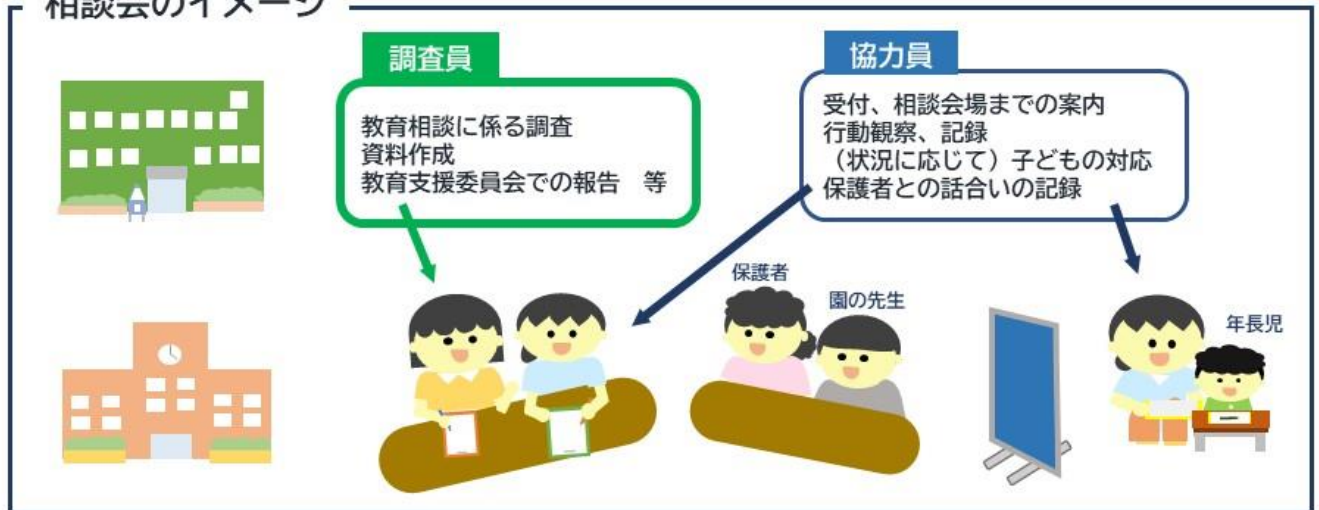
あわせて、相談案内文書は、松山市のホームページからもダウンロードできるようにします。

例年、夏を秋のそれぞれの時期にあわせて、2回に分けて案内文書をお送りしていましたが、昨年度から5月に一括して送っています。それぞれの相談会の申込期限に間に合うように、各園等に申請書を提出してください。

松山市教育相談（就学相談）について

- 【場 所】 松山市青少年センター、各小学校（一部） など
- 【時 間】 1時間程度（45～60分程度）
- 【参加者】 本人、保護者、各園等の先生
※ 保護者の承諾がある場合、関係機関の職員の参加も可能
調査員・協力員（小・中学校教員、教育委員会関係者）

相談会のイメージ



夏と秋の教育相談当日は、松山市の青少年センターや一部の小学校を会場として実施します。

当日は保護者とお子さん、各園の担任の先生に参加していただきます。

保護者の承諾がある場合、お子さんが関わっている療育機関等の先生など、関係機関の方の参加も可能です。

支援学校を検討している場合、該当の障がい種別の支援学校の先生が教育相談に参加することもあります。

相談時間は、1時間程度を予定しています。

教育相談の中で、事前に提出していただいた相談資料を基に、相談担当がお子さんの様子や就学先の希望についてお聞きします。

保護者と相談担当が話をしている間、相談協力員がお子さんの行動観察などを行い、お子さんの興味・関心や発達の状況などを把握します。

教育相談会までに、検討している学校や学級の見学をしたり、ご家族としっかり話し合ったりするなど、充実した相談会になるように事前にご準備をお願いします。

1 学びの場とは

2 松山市教育相談（就学相談）について

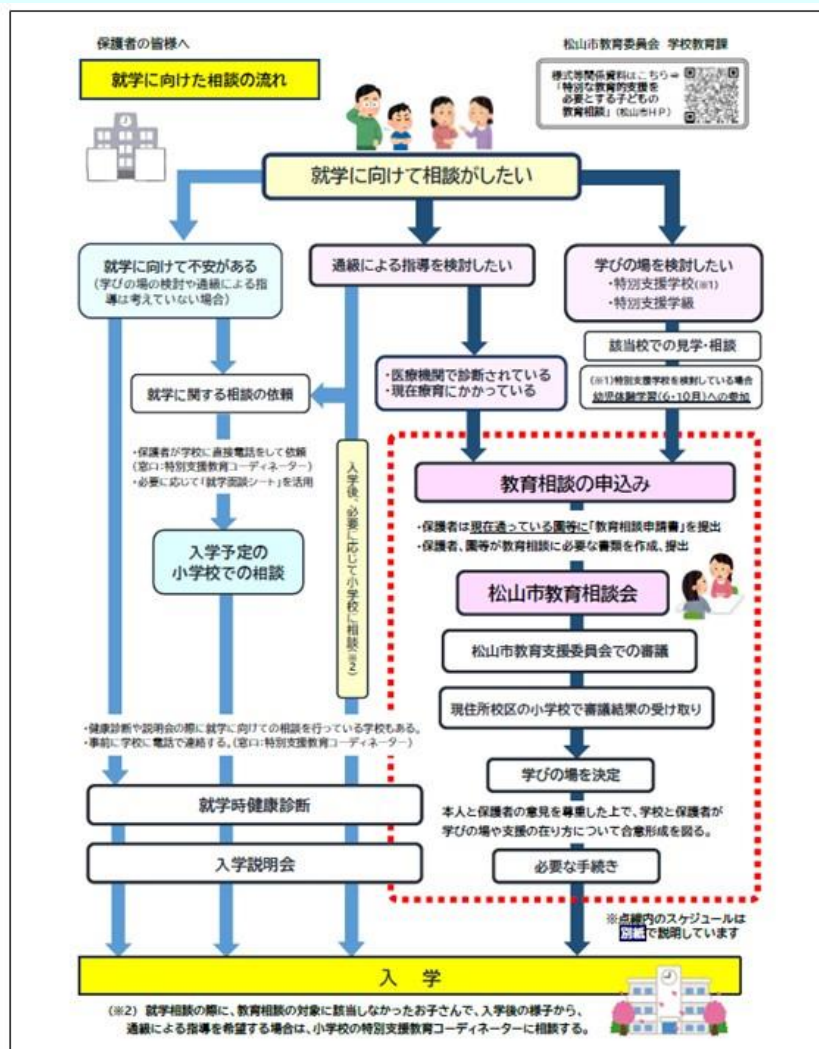


3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

具体的な手続きを含めた、就学に向けた相談の流れについてです。

就学に向けた 相談の流れ



就学に向けた相談を希望する方の主な相談の流れです。

まず、資料の左半分、薄い色になっている矢印の流れですが、「学びの場の検討や通級を希望していない方」や、「通級を検討しているが、医療機関で診断されていない、または療育等を受けていない方」は、入学予定の小学校に直接相談を申し込んでいただきます。就学時健康診断や入学説明会・1日体験入学などで相談を行っている学校もあります。

資料の右側半分、濃い色の矢印部分ですが、特別支援学校や特別支援学級を検討する方と、診断がある方や療育等を受けている方で通級を検討する方は、松山市の教育相談を申し込んでいただきます。

教育相談の スケジュール

別紙

松山市教育相談(就学相談)は、令和8年度に入学予定の年長児のうち、
・特別支援学級や特別支援学校への入学を検討している方
・診断や療育等を受けている方で、通級による指導を検討している方 を対象としています。



年長児の教育相談(就学相談)は、
7月と10月の年2回のみです。対象
の方は、どちらかの教育相談を受け
てください。

学びの場の説明など、
関係資料はこちら
「特別な教育的支援を
必要とする子どもの
教育相談」(松山市HP)



特別支援学級や特別支援学校を検討して
いる方は、なるべく夏の相談会のタイミング
で教育相談を受けてください。

■■■■ 教育相談までの準備 ■■■■

- 発達検査などの必要書類の作成・提出
(園を通じて在往校区の学校から提出)
※教育相談の資料とするため、発達検査等
を受けている場合はご提供ください。
- 該当学校の見学・相談
※支援学校を検討している場合はなるべく
行ってください。支援学校を検討している
場合は、必要に応じて行ってください。
※支援学校と支援学級を悩んでいる場合は
ぜひ両方の見学をお願いします。
※見学・相談は各学校に直接申し込んで
ください。
- 幼児体験学習(6月・10月)への参加
※特別支援学校を検討している場合

入学までの準備期間を考慮し、スミーズ
な就学につなげるためには、できるだけ
12月末までには学びの場を決定し、必要
な手続きを行ってください。



不明な点は、松山市教育委員会学校教育課 特別支援教育担当(TEL948-6169)へお問い合わせください。

教育相談の大まかなスケジュールです。就学児対象の相談は、夏と秋の年2回ですので、希望される場合は期限までに申し込んでください。例年、特別支援学級の新設申請が9月下旬にあるため、特別支援学校や特別支援学級を検討される方は、なるべく夏の相談会のタイミングで相談を受けてください。その際、特別支援学校を検討される方は、教育相談会までに、できるだけ該当の学校での相談と見学、6月と10月にある幼児体験学習にぜひ参加してください。事前に見学や相談をしておくことで、支援学校の先生方も、お子さんの様子が分かった上で教育相談会に参加することが可能になります。

また、支援学校と支援学級、支援学級と通常の学級、など、学びの場を迷っているという方は、どちらも見学されるとイメージが掴みやすいです。

審議結果は、個人差はありますが、9月中旬から12月上旬までに通知します。入学までの準備期間を考慮し、スムーズな就学につなげるためには、できるだけ12月末までには学びの場を決定し、必要な手続きを行ってください。

教育相談（就学相談）の流れ

- 1 教育相談の申請 → 各園等⇒保護者⇒各園等⇒小学校⇒市教委
※ 隣接校区の小学校などにすでに兄弟が通っているなど在住校区以外の小学校に入学予定の場合は兄弟在籍の小学校に提出
- 2 必要な資料の作成・提出 → 市教委⇒各園等⇒保護者⇒各園等⇒市教委
- 3 教育相談日・場所の決定・案内 → 市教委⇒各園等⇒保護者
- 4 教育相談の実施
- 5 教育支援委員会での審議
- 6 教育支援委員会からの審議結果通知 → 市教委⇒小学校⇒保護者
市教委⇒園（郵送）
- 7 特別支援学校・支援学級への就学手続き → 保護者⇒小学校⇒市教委
- 8 通級による指導の開始手続き（※3～4月） → 保護者⇒小学校⇒市教委

就学児を対象とした夏と秋の定期相談会の流れです。

教育相談の書類のやりとりについてですが、保護者からの提出書類は基本的に園を通じて教育委員会に提出します。

教育委員会から保護者にお渡しするものは、園を通じてお渡しするものと、入学予定の学校を通じてお渡しするものがありますので、ご注意ください。

なお、教育相談の申請は基本的に在住校区の学校に提出しますが、隣接校区の学校などにすでに兄弟が通っているなど、在住校区以外の学校に入学予定の場合は、兄弟在籍の学校に提出します。

必要な資料の作成・提出

市教委 ⇒ 各園等 ⇒ 保護者 ⇒ 各園等 ⇒ 市教委

保護者に作成してもらうもの

- ・ 生育歴等記入用紙
- ・ S-M社会生活能力検査

検査時期の関係で、事前に提供ができない場合、相談会当日に持参しても可

提供していただきたいもの（ある場合）

- ・ 概ね1年以内に受けた心理検査等の結果
- ・ 園で作成している指導計画
- ・ 児童発達支援事業所等で作成している支援計画 等

※いずれもコピーで構いません

教育相談に必要な資料の作成と提出についてです。

教育委員会で相談申請書を受け付けた後、必要な書類を、教育委員会から園を通じて保護者に送付します。

保護者の方に作成していただきたいものは、家族構成や生育歴、相談歴等を記入する用紙と、日常生活の様子をチェックする社会生活能力検査です。

提供していただきたいものは、概ね1年以内に受けた心理検査や発達検査等の結果、園や事業所等で作成している支援計画や指導計画などです。

教育相談の資料として活用したいと思いますので、ある場合はご提供していただきたいと思います。このうち、検査等の結果は学びの場を検討する上で、大事な参考資料となりますので、ぜひご提供をお願いします。いずれもコピーで構いません。

心理検査等の結果は、実施した時期の関係で、事前に提供ができない場合、相談会当日に持参していただいたのでも構いません。

教育支援委員会の審議結果通知



教育支援委員会の審議結果は、就学に関する**助言**であり、
就学を決定するものではありません

教育相談の実施後についてです。

相談担当者が相談内容をまとめ、後日開催される松山市教育支援委員会で、入学後のお子さんの望ましい学びの場や支援のあり方などについて審議を行います。

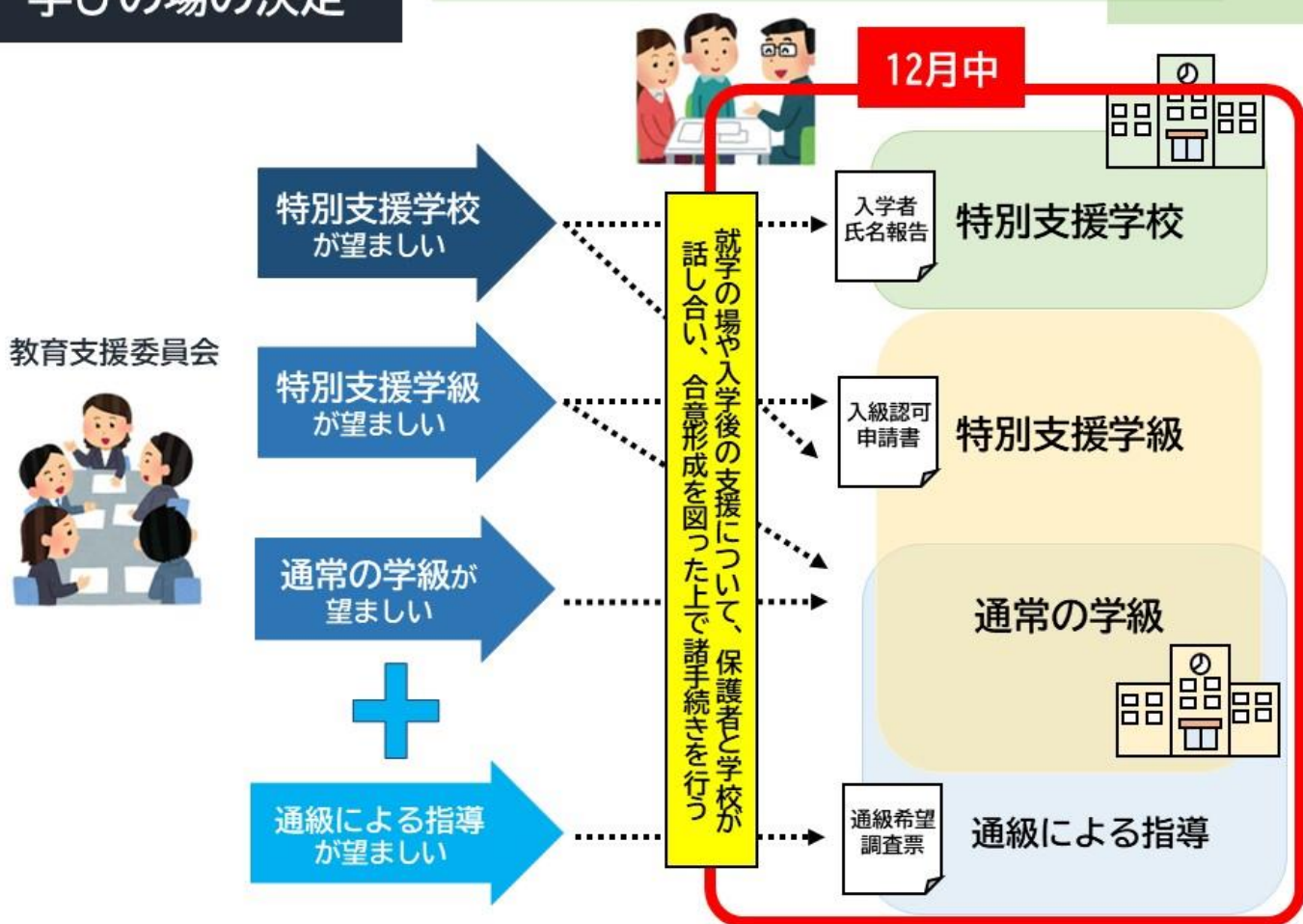
教育支援委員会は、医療・福祉・教育など各分野の特別支援教育に関する専門的な知識を有する者で構成されています。

審議結果は、教育委員会から小学校、園、保護者のそれぞれに文書で通知しますが、保護者あての文書は小学校を通じてお渡しします。審議結果を受け、お子さんの学びの場について、学校と保護者の間で、しっかりとした合意形成を図った上で、就学に関する手続きを行ってください。

なお、教育支援委員会の審議結果は、就学に関する**助言**であり、就学を決定するものではありません。

また、入学後、お子さんの実態等に応じて、学びの場を再検討し、学びの場を変更することも可能です。

学びの場の決定



特別支援学校・特別支援学級への就学の手続きについてです。

特別支援学校は、教育支援委員会で「特別支援学校での教育が望ましい」との助言を受けたお子さんが就学することができます。

同じように、特別支援学級も、教育支援委員会で「特別支援学級での教育が望ましい」との助言を受けたお子さんが入級することができます。

特別支援学校への就学や特別支援学級への入級を希望される場合は、それぞれ所定の就学の手続きが必要です。

また、「通級による指導が望ましい」という助言を受けた場合も、通級による指導を希望するかしないか調査票を提出していただきます。

「通常の学級での教育が望ましい」との助言が出た場合は、特に手続きは必要ありません。

各手続きについては、在住校区の小学校が窓口となりますので、保護者の方は、校区の小学校を通じて教育委員会に所定の文書を提出してください。何度もお伝えしますが、保護者と学校とで話し合い、できるだけ12月末までには学びの場を決定し、就学の手続きを終えるようにしてください。

就学手続き後、1月下旬頃（予定）に就学通知が保護者に届きます。

特別支援学校に就学する場合は、愛媛県教育委員会から直接届きます。

特別支援学級に入級する場合は、松山市教育委員会から小学校を通じて届きます。

1 学びの場とは

2 松山市教育相談（就学相談）について

3 就学に向けた相談の流れ

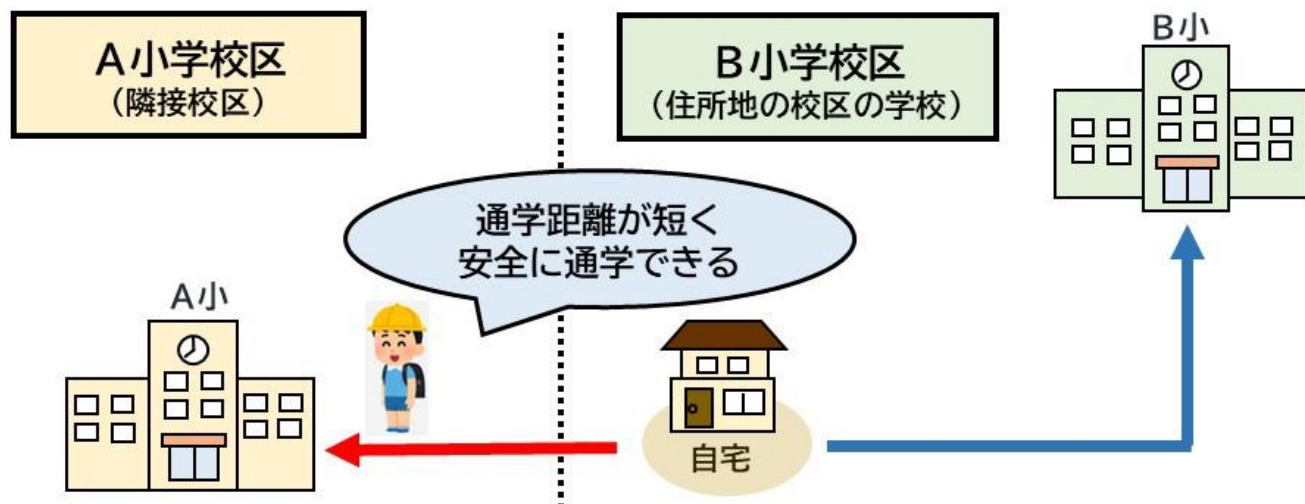


4 その他関連する情報

その他、就学に関連する情報についてです。

通学区域の弾力化(隣接校区選択制)

住所地の校区の学校へ通学するよりも隣接する校区の学校へ通学する方が距離が短くかつ安全性が確保できる場合、隣接する校区の学校を選択できる



通常の学級に入学する場合 ⇒ 9月中旬頃「広報まつやま」、松山市のHPで案内

※定められた期間内に手続きが必要

※迷っている場合は申請を（後で辞退が可能）

特別支援学級に入級する場合 ⇒ 教育委員会の担当者(948-6169)に連絡

在住校区以外の小学校への入学についてです。

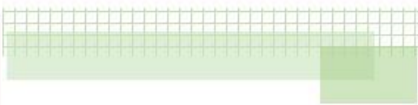
原則、松山市では、お子さんが就学する小学校は、住所等により教育委員会が指定することになっています。ただし、住所地の校区の学校へ通学するよりも、隣接する校区の学校へ通学する方が距離が短くかつ安全性が確保できる場合、隣接する校区の学校を選択できる制度があります。

通常の学級に入学する場合の「通学区域の弾力化」については、9月中旬頃「広報まつやま」や松山市のホームページでご案内します。定められた期間内に手続きが必要ですので、よくご確認の上、オンラインまたは郵送で学校教育課まで申請をお願いします。申請期間は例年10月初めから11月初めの約1か月間ですので、それまでに通常の学級か特別支援学級かが決まっていない場合も、申請をお願いします。後で辞退することは可能です。

なお、特別支援学級にも定められた通学区域があります。

通学距離が短い等の理由で、定められた通学区域以外の小学校の特別支援学級への入級を希望する場合は、教育委員会の担当者へご連絡ください。

学校生活支援員による支援(平成12年度より配置)



<目 的>

学校生活支援員を活用することにより、障がい等のある子どもたちが豊かな学校生活を過ごせるようにする。

<支援の種別>

肢体不自由 (通常・特別支援学級)	特別支援学級 (知的、自閉症・情緒)	視覚障がい
難聴	日本語支援	心臓病・病弱 (病弱のみH26～)
発達障がい (H23～)	見守り (H25～)	医療支援 (R4～)

学校生活支援員についてです。

それぞれの学びの場で行われる子どもたちへの支援の1つとして、学校生活支援員による支援があります。

学校生活支援員は、学校からの要望を基に教育委員会が検討し、各学校に配置しています。

学校生活支援員は、学級担任等の指示を受けて学級担任を補助したり、学級担任と連携しながら、支援を行ったりしています。

支援の内容は、それぞれのお子さんの状態に応じて、生活支援や授業支援など様々です。

支援員の一日



学級担任と支援内容について打ち合わせ

休み時間の
見守り



着替えの補助



学習用具の準備
片付けの補助



体調不良時
の対応



生活支援

児童生徒の様子や
支援内容等の報告



児童生徒の支援 学級担任の補助

指示が理解できている
かの確認や補足説明



授業支援

実習や実験の
見守りと補助



具体的な支援の例としては、ここにあげているものがあります。
例えば、授業中、席を立ったり、教室を出たりするお子さんに対し
て、そばで声を掛けたり、教室を出た場合には、近くで見守ったり
するなどして、安全に過ごせるようにします。
学校生活支援員は、行動の見守りや言葉かけ、生活の介助などを行
いますが、学習指導を行うことはできません。

まつやまサポートデータベース

**松山市**
Matsuyama City

Multilingual 音声読み上げ 文字拡大 大 中 小 配色変更 白 青 黄 黒 お気に入り Google 検索

くらしの情報 観光・イベント 災害・防災 市政情報 施設案内

現在地 トップページ > くらしの情報 > 子育て・教育 > 学校教育 > まつやまサポートデータベース

まつやまサポートデータベース

更新日：2023年3月17日 印刷

「まつやまサポートデータベース」は、松山市教育委員会が中心となり、教育、福祉、医療関係者が松山市の特別支援教育の推進を図るために設置している松山市特別支援教育推進協議会で提案された実践事例集です。

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、各教育現場で効果が見られた指導・支援・連携についてまとめたものですので、個に応じてご活用ください。

学校教育

情報が見つからないときは

よくある質問

まつやまサポートデータベース

特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対する指導や支援、関係機関等との連携についてまとめたもの



松山市教育委員会では、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対する指導や支援、関係機関等との連携などについてまとめた「まつやまサポートデータベース」というものを作成しています。各教育現場での指導や支援の実際について、参考にされたい方はご覧ください。

松山市の相談窓口・問い合わせ先

内容	担当課	担当者	連絡先
教育相談全般 特別支援学校、特別支援学級 通級による指導など 特別支援教育全般に 関すること	学校教育課	岸田 兵頭 穂岡	948-6169
校区、通学区域の弾力化等 関すること	学校教育課	土居	948-6870
就学時健康診断に 関すること	保健体育課		
児童クラブに 関すること	こどもえがお課		
放課後等デイサービスに 関すること	障がい福祉課		

松山市の相談窓口や問い合わせ先です。

今回の内容に関する事で

教育相談をはじめ特別支援教育全般、通学区域の弾力化等については、松山市教育委員会 学校教育課までお問い合わせください。

就学時健康診断については、松山市教育委員会 保健体育課までお問い合わせください。

また、今回の内容以外の事で

学童保育・児童クラブに関する事は、松山市役所 こどもえがお課

放課後等デイサービスに関する事は、松山市役所 障がい福祉課までお問い合わせください。

一人ひとりのよりよい就学に向けて…



一人ひとりのよりよい就学に向けて、保護者の皆様にも関係資料の作成や準備、教育相談会へのご参加など、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。